「訪問介護における令和 6 年度介護報酬改定に関する意識調査」結果

令和6（2024）年 6 月

一般財団法人　長寿社会開発センター

訪問介護における令和６年度介護報酬改定に関する意識調査結果

調査実施方法：Web調査
調査対象者：令和6年5月1日時点で以下の全てに該当する方。
・管理者またはサービス提供責任者、若しくは訪問介護員（ホームヘルパー）として訪問介護事業所に勤務している方。
・常勤、非常勤の別は問いません。
・本調査に関し、調査協力者自身の同意が得られる方。
調査期間：令和6年5月1日（水）17：00～5月27日（月）10：30
回答数：180
有効回答数：167

1. 主な調査結果

Q7：介護報酬改定の改定率
全体の改定率は＋1.59％。内、介護職員の処遇改善加算分が＋0.98％、その他が＋0.61％とされたことに対し、**『評価できない』**と回答した**割合が70.0％**であった。

Q8：訪問介護に係る改定
ⅰ）基本報酬の引き下げ、ⅱ）各種加算の算定要件の見直し、ⅲ）新たな加算（口腔連携強化加算）の創設に関して、**『評価できない』**と回答した**割合が75.4％**であった。

Q9：処遇改善の算定率や算定要件見直しの影響（訪問介護の仕事への意欲・モチベーション）
『十分な措置ではないため、意欲・モチベーションが低下する』と回答した**割合が43.7％**であった。

Q10：訪問介護の基本報酬引き下げの影響（訪問介護の仕事への意欲・モチベーション）
『意欲・モチベーションがなくなった』と回答した**割合が67.1％**であった。

Q11：訪問介護の基本報酬引き下げに関する国の説明への納得度
処遇改善や新設された加算などを算定すれば実質プラス改定であるという国の説明に対し、**『納得できない』**と回答した**割合が81.4％**であった。

Q14：訪問介護事業の将来への期待度
今回の報酬改定を受け、訪問介護事業の将来を、**『期待できない』**と回答した**割合が63.5％**であった。

2. 調査結果（抜粋）

Q7.令和6年度の介護報酬改定では、全体で＋1.59％とされました。 その内、介護職員の処遇改善分として＋0.98％が、また、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として＋0.61％が措置されました。 あなたは、このことについてどう思いますか。［SA］（N＝167）

	N	%
十分評価できる改定内容である	9	5.4
評価できる改定内容である	41	24.6
評価できない改定内容である	75	44.9
まったく評価できない改定内容である	42	25.1
合計	167	100.0

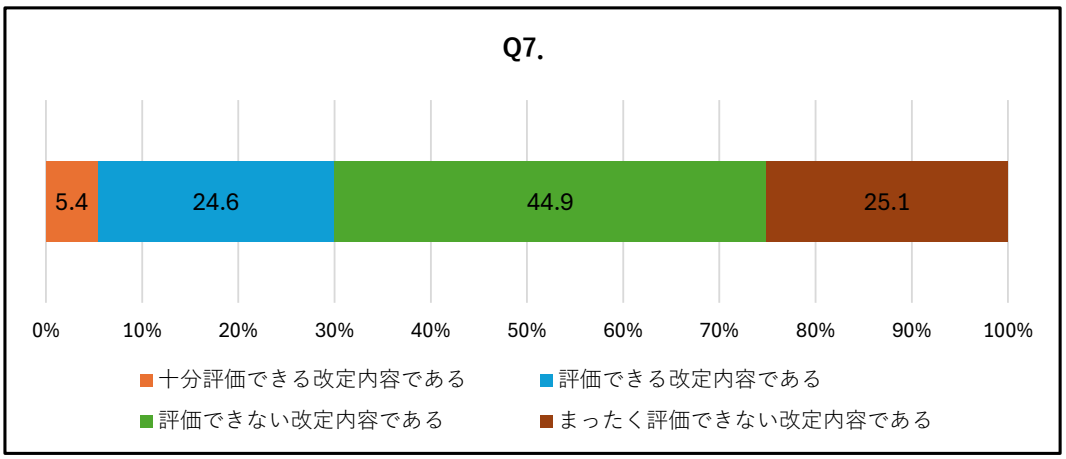

Q8.令和6年度の介護報酬改定では、 ｉ）基本報酬の引き下げ、 ii）各種加算の算定要件の見直し、 iii）新たな加算（口腔連携強化加算）の創設などが行われましたが、この改定に関して、あなたはどう思いますか。［SA］（N＝167）

	N	%
十分評価できる改定内容である	4	2.4
評価できる改定内容である	37	22.2
評価できない改定内容である	77	46.1
まったく評価できない改定内容である	49	29.3
合計	167	100.0

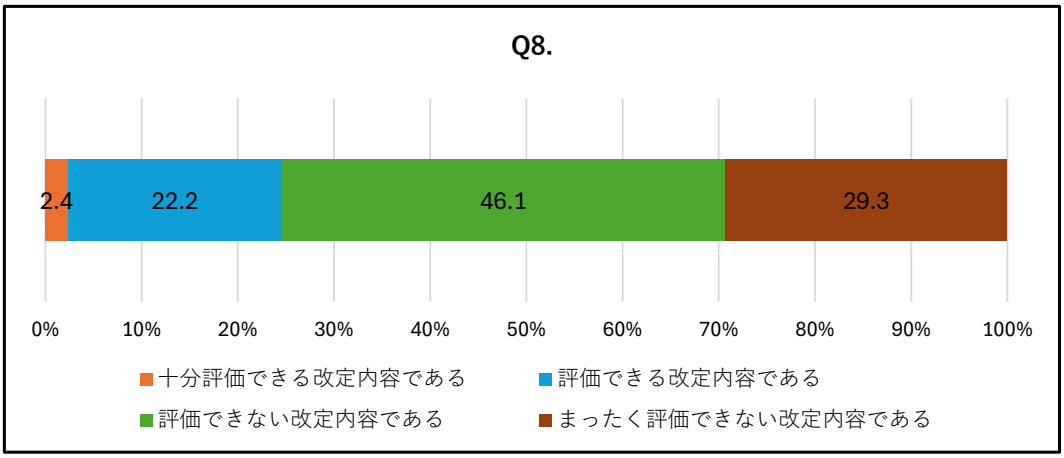

Q9.今回、処遇改善の算定率や算定要件が見直されました。 あなた自身の訪問介護の仕事に対する意欲・モチベーションにどのような影響を与えると思いますか。［SA］（N＝167）

	N	%
意欲・モチベーションが大いに向上する	4	2.4
意欲・モチベーションがやや向上する	29	17.4
影響はない・変わらない	61	36.5
十分な措置ではないため、意欲・モチベーションが著しく低下する	45	26.9
十分な措置ではないため、意欲・モチベーションがやや低下する	28	16.8
合計	167	100.0

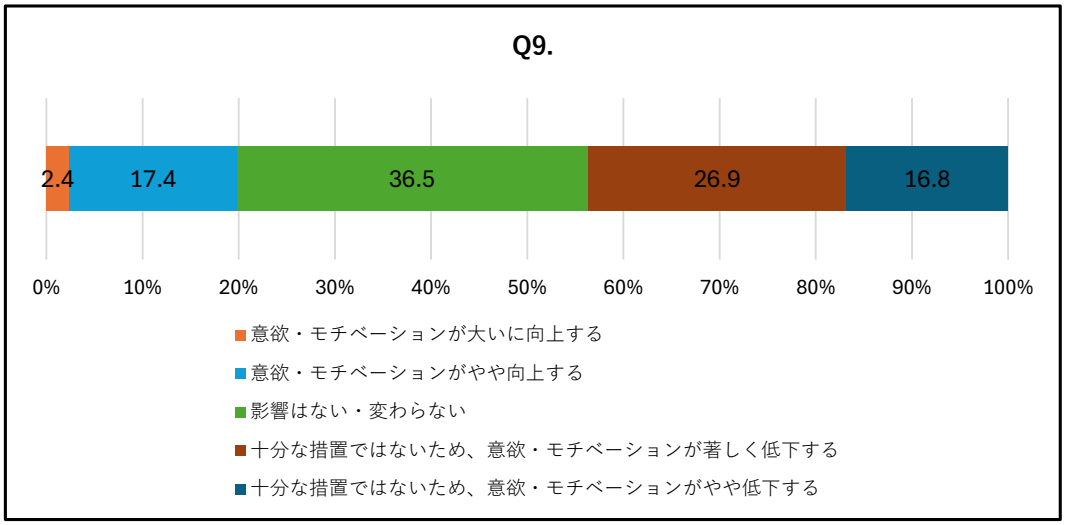

Q10.今回、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。 あなた自身の訪問介護の仕事に対する意欲・モチベーションにどのような影響を与えると思いますか。［SA］（N＝167）

	N	%
影響はない・変わらない	55	32.9
意欲・モチベーションがなくなった	73	43.7
意欲・モチベーション著しくなくなった	39	23.4
合計	167	100.0

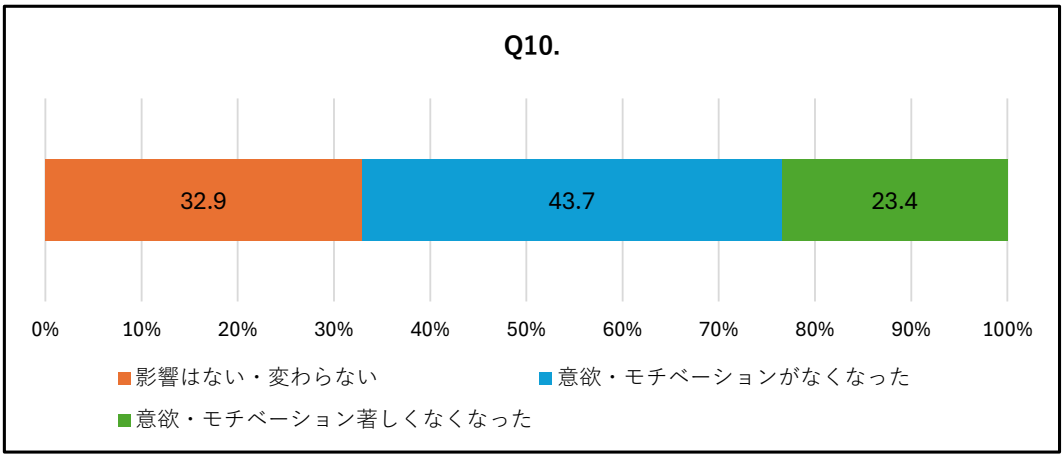

Q11.訪問介護の基本報酬が引き下げられましたが、「処遇改善や新設された加算などを算定すれば実質プラス改定になる」という国の説明について納得できますか。［SA］（N＝167）

	N	%
十分納得（理解）できる	4	2.4
納得（理解）できる	27	16.2
納得（理解）できない	81	48.5
まったく納得（理解）できない	55	32.9
合計	167	100.0

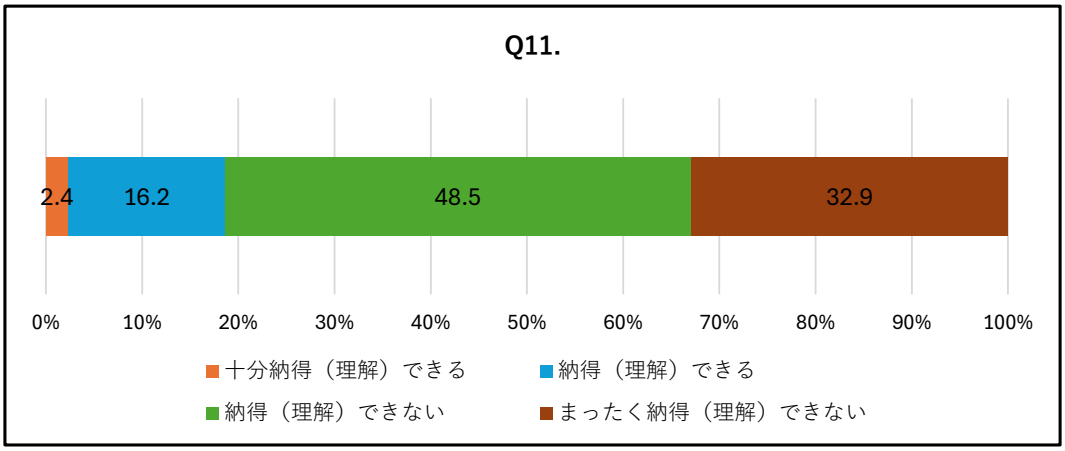

Q14.今回の報酬改定により、訪問介護事業の将来をどのように考えますか。［SA］（N＝167）

	N	%
とても期待できる	2	1.2
期待できる	7	4.2
現状と同じ・変わらない	52	31.1
期待できない	70	41.9
まったく期待できない	36	21.6
合計	167	100.0

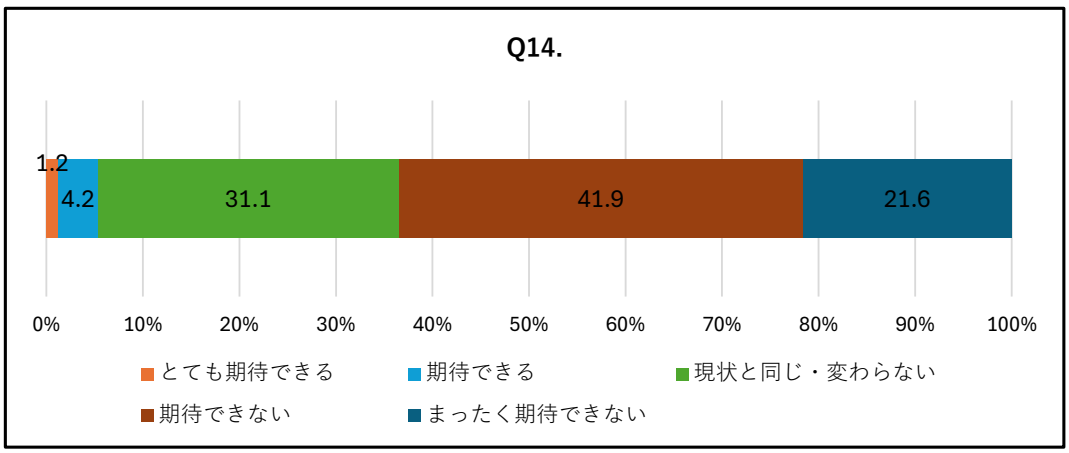

3. 調査結果

回答者属性.

回答者の約6割を女性が占めている。

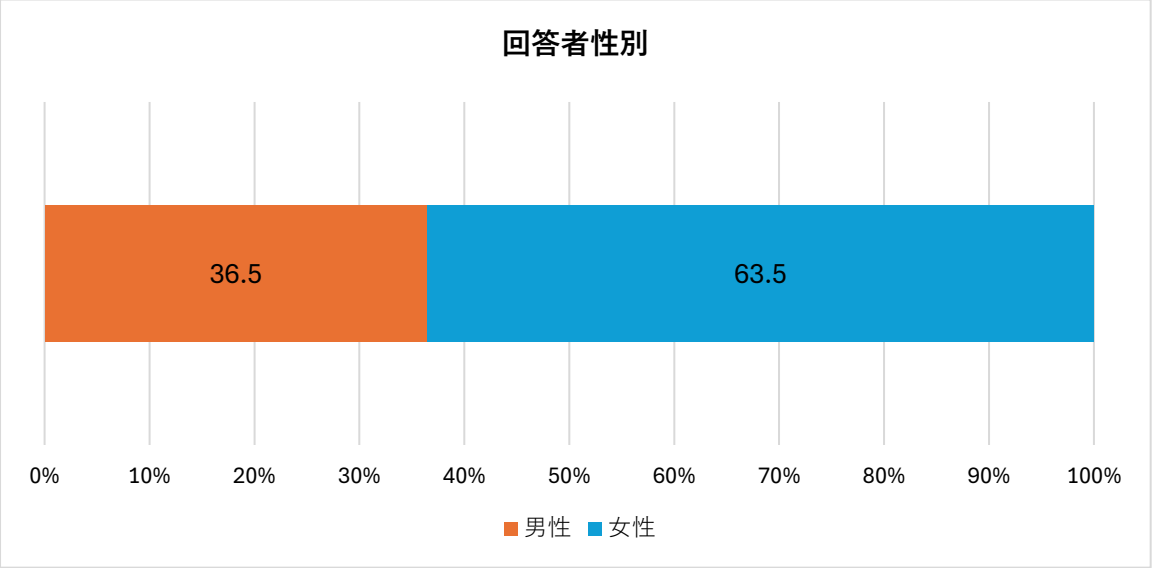

Q1.現在勤務している訪問介護事業所でのあなたの職についてお答えください。なお、管理者とサービス提供責任者を兼務している場合は「管理者」を選択してください。［SA］（N＝167）

「訪問介護員（ホームヘルパー）」が約6割を占めている。

	N	%
管理者	24	14.4
サービス提供責任者	37	22.2
訪問介護員（ホームヘルパー）	106	63.5
合計	167	100.0

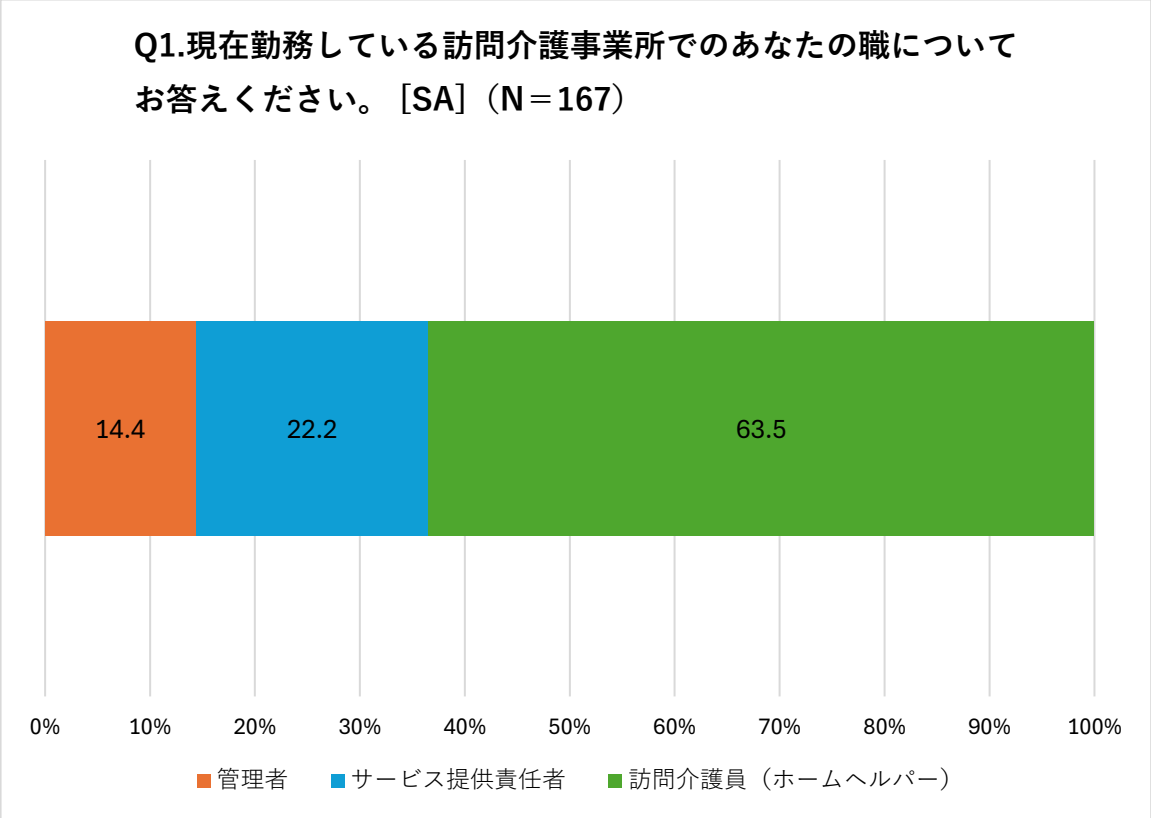

Q2.あなたが勤務している訪問介護事業所を運営する法人格についてお答えください。［SA］（N＝167）

「営利法人（株式会社）」が多く約半数を占めている。
なお、営利法人（株式会社等の別を問わない）は、全回答の約6割を占めている。

	N	%
営利法人（株式会社）	81	48.5
営利法人（株式会社以外の合名会社、合資会社及び合同会社（会社法改正前の有限会社含む））	28	16.8
社会福祉法人（社会福祉協議会）	17	10.2
社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	13	7.8
医療法人	8	4.8
特定非営利活動法人（NPO）	8	4.8
一般財団法人・一般社団法人	10	6.0
公益財団法人・公益社団法人	2	1.2
その他	0	0.0
合計	167	100.0

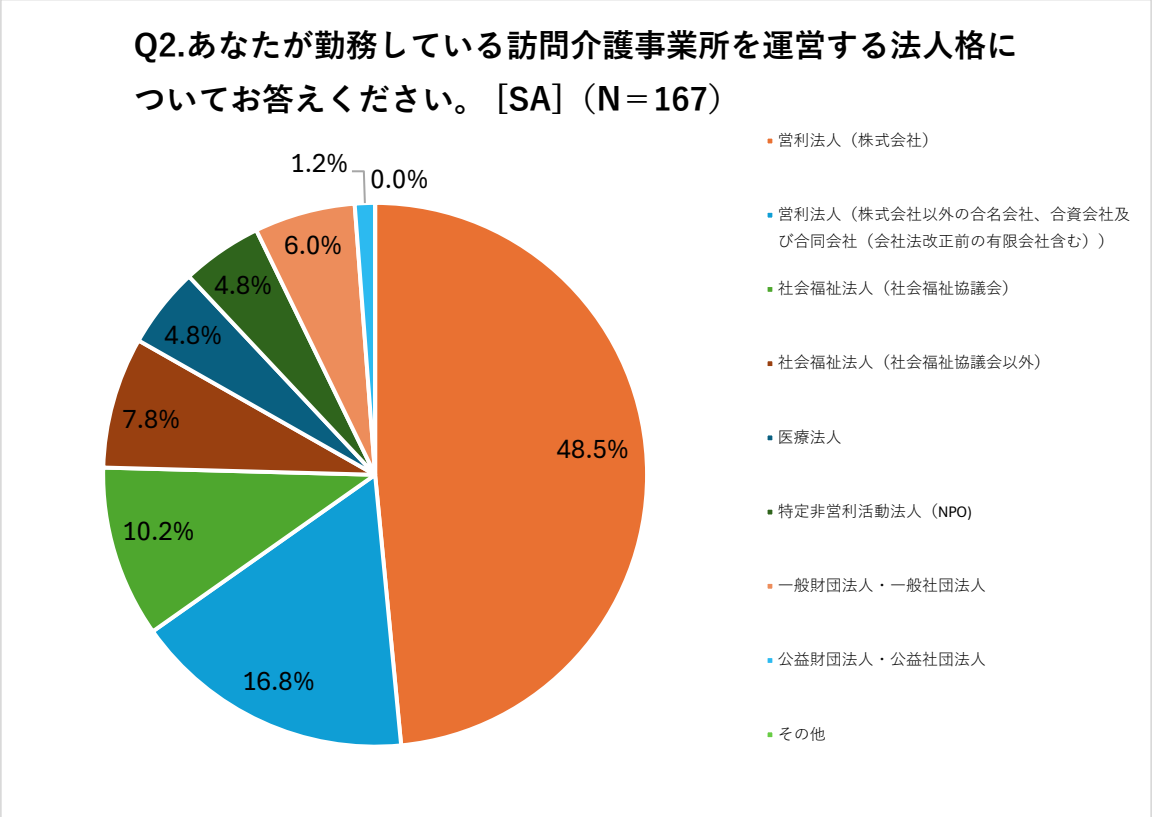

Q3.あなたが勤務している訪問介護事業所で働く職員数について、あなたの数を含めお答えください（管理者、サービス提供責任者、訪問介護員のの合算数［常勤専従・常勤勤務・非常勤の別は問わない］）。［FA］（N＝167）

1事業所当たりの職員数は、「～10人」が多い。
20人以下の事業所は全体の約6割を占めている。

	N	%
～10人	59	35.3
11～20人	46	27.5
21～30人	14	8.4
31～40人	10	6.0
41～50人	16	9.6
51人以上	22	13.2
合計	167	100.0

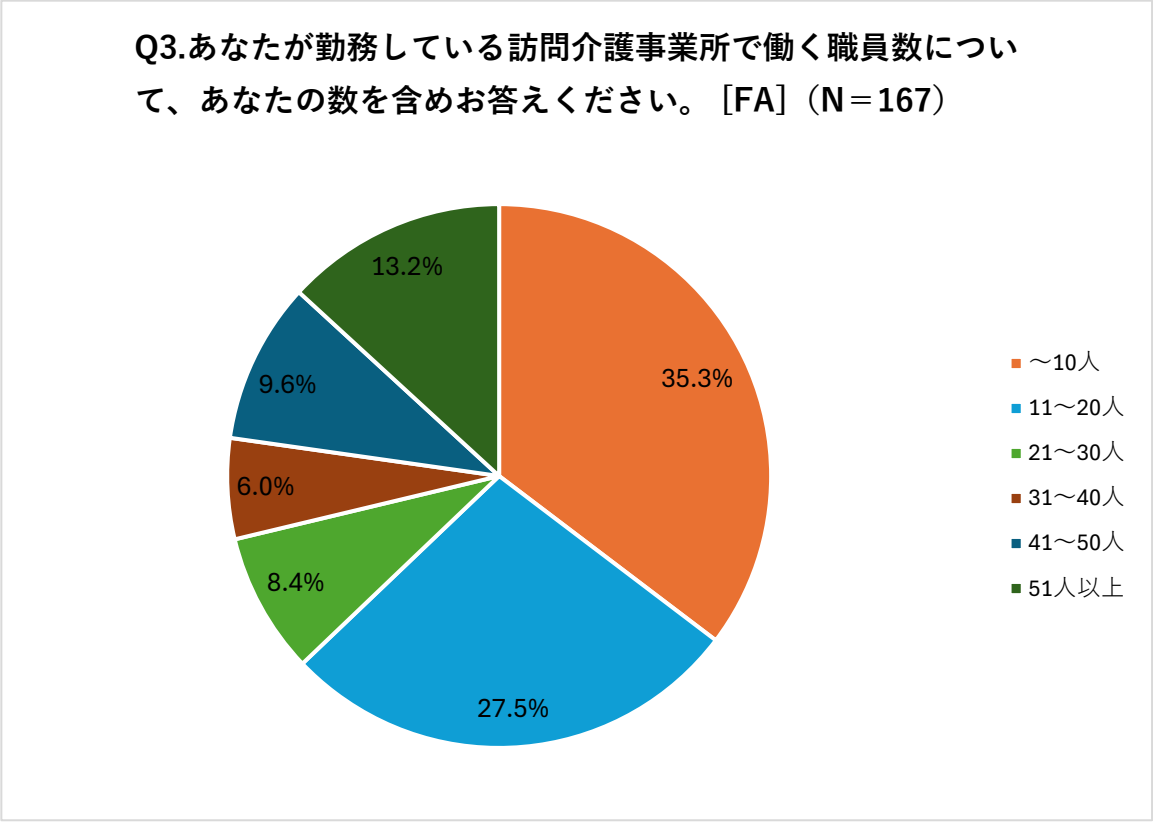

Q4.あなたが勤務している訪問介護事業所における令和5年度の「処遇改善加算等」の算定状況について伺います。 該当するものをひとつお答えください。［SA］（N＝167）

処遇改善加算等の算定状況について、「分からない」の回答がもっとも多い（47.3%）が、「処遇改善加算」の内、「Ⅰ」の算定が多く37.8%を占めている。

なお、「処遇改善加算」・「特定処遇改善加算」・「ベースアップ等加算」の算定状況をみると、令和6年5月までの合計の加算率がもっと高い【処遇改善加算〈Ⅰ〉・特定処遇改善加算〈Ⅰ〉・ベースアップ等加算〈有〉】（合計の加算率22.4%）に当たる回答が20.4%みられた。

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算	N	%
Ⅰ	Ⅰ	有り	34	20.4
		なし	3	1.8
	Ⅱ	有り	17	10.2
		なし	1	0.6
	なし	有り	8	4.8
		なし	0	0.0
Ⅱ	Ⅰ	有り	2	1.2
		なし	0	0.0
	Ⅱ	有り	7	4.2
		なし	0	0.0
	なし	有り	0	0.0
		なし	1	0.6
Ⅲ	Ⅰ	有り	0	0.0
		なし	0	0.0
	Ⅱ	有り	3	1.8
		なし	0	0.0
	なし	有り	2	1.2
		なし	2	1.2
算定していない			8	4.8
分からない			79	47.3
合計			167	100.0

Q5.【Q1.で管理者またはサービス提供責任者と回答した方に伺います】
介護職員の処遇改善の措置が多くの事業所で活用されるよう、各加算・各区分の要件及び加算率が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されますが（令和6年6月施行）、①事務手続き（事務処理）の効率化は図れると思いますか。［SA］（N＝61）

「介護職員等処遇改善加算」に一本化されても事務手続きの負担感は「変わらない」とする回答がもっとも多く、50.8％を占めている。

また、「効率化が図れると思う」の回答が26.2％、「より煩雑化すると思う」の回答が23.0％みられた。

	N	%
効率化が図れると思う	16	26.2
変わらない	31	50.8
より煩雑化すると思う	14	23.0
その他	0	0.0
合計	61	100.0

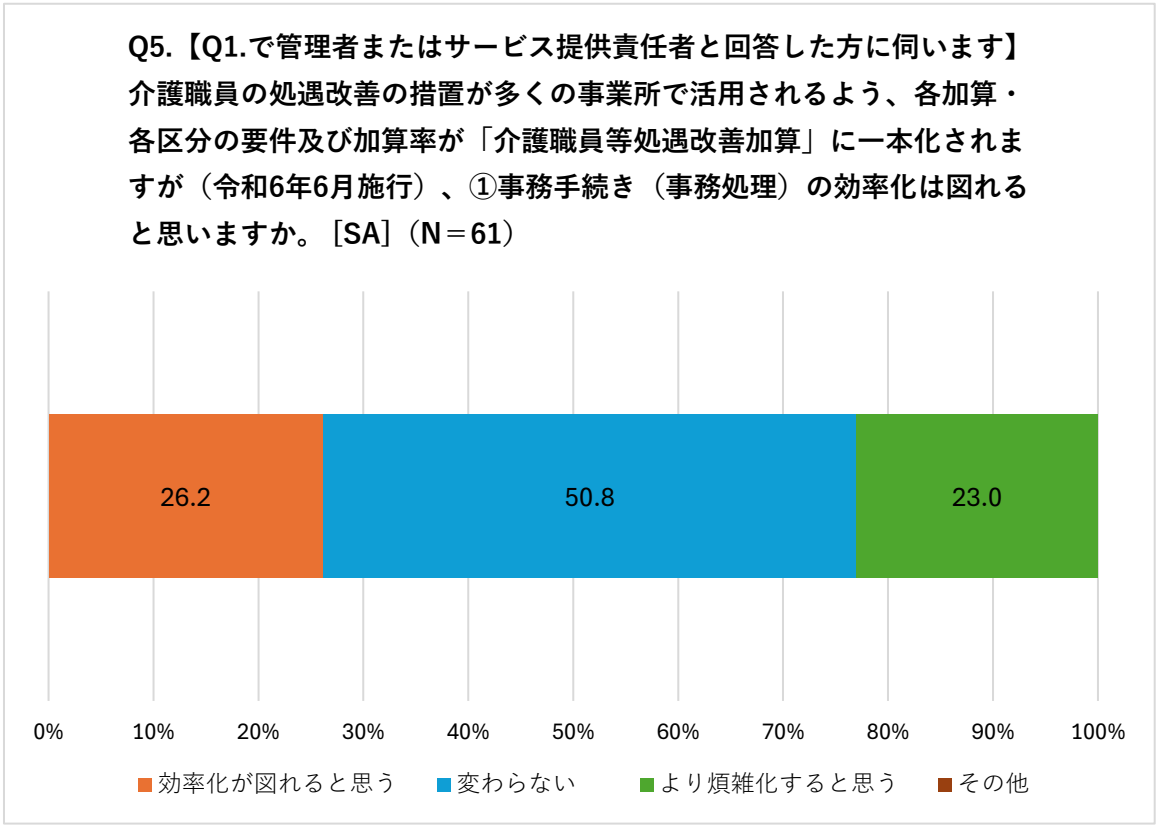

Q6.【Q1.で管理者またはサービス提供責任者と回答した方に伺います】
介護職員の処遇改善の措置が多くの事業所で活用されるよう、各加算・各区分の要件及び加算率が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されますが（令和6年6月施行）、②取得しやすくなったと思いますか。［SA］（N＝61）

「介護職員等処遇改善加算」に一本化されても取得のしやすさは「変わらない」とする回答がもっとも多く、60.7％を占めている。

また、「取得しやすくなったと思う」の回答が23.0％、「取得しにくくなったと思う」の回答が16.4％みられた。

	N	%
取得しやすくなったと思う	14	23.0
変わらない	37	60.7
取得しにくくなったと思う	10	16.4
その他	0	0.0
合計	61	100.0

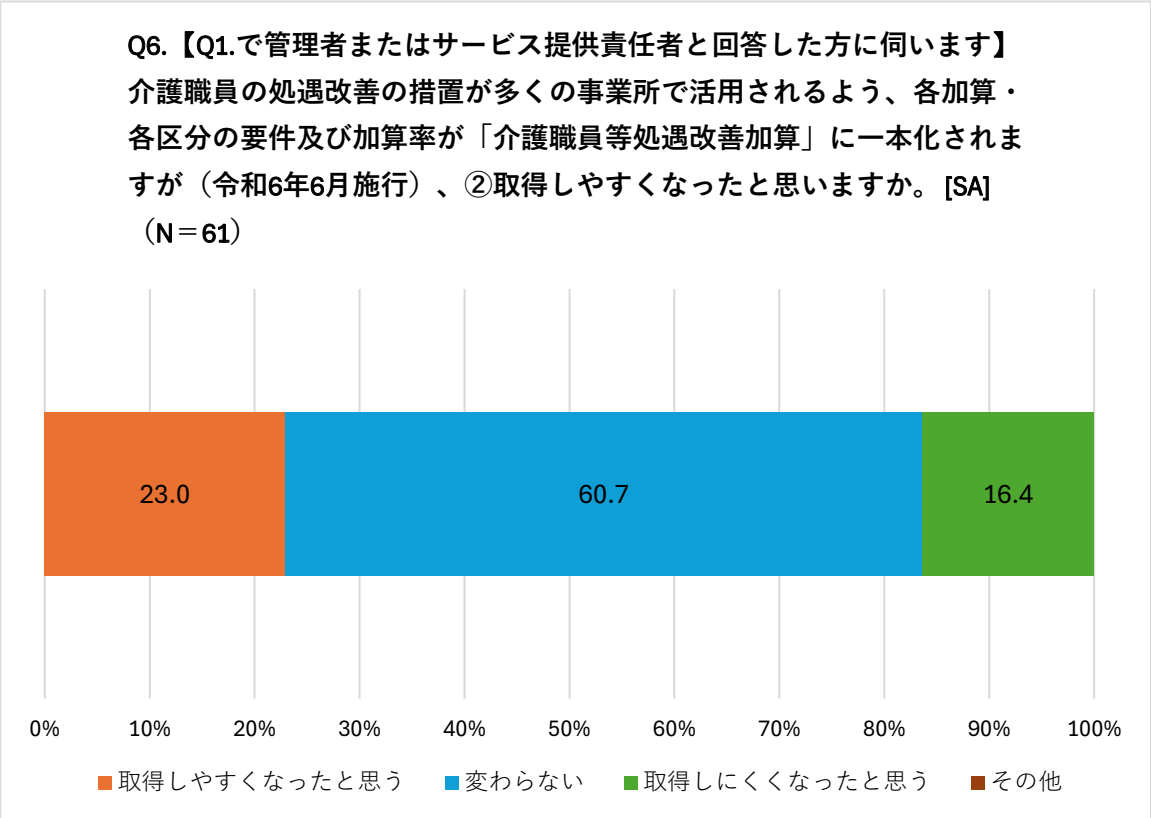

Q7.令和6年度の介護報酬改定では、全体で＋1.59％とされました。 その内、介護職員の処遇改善分として＋0.98％が、また、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として＋0.61％が措置されました。 あなたは、このことについてどう思いますか。［SA］（N＝167）

令和6年度の介護報酬改定に関して、「評価できない・まったく評価できない」の回答が70.0％を占めている。

	N	%
十分評価できる改定内容である	9	5.4
評価できる改定内容である	41	24.6
評価できない改定内容である	75	44.9
まったく評価できない改定内容である	42	25.1
合計	167	100.0

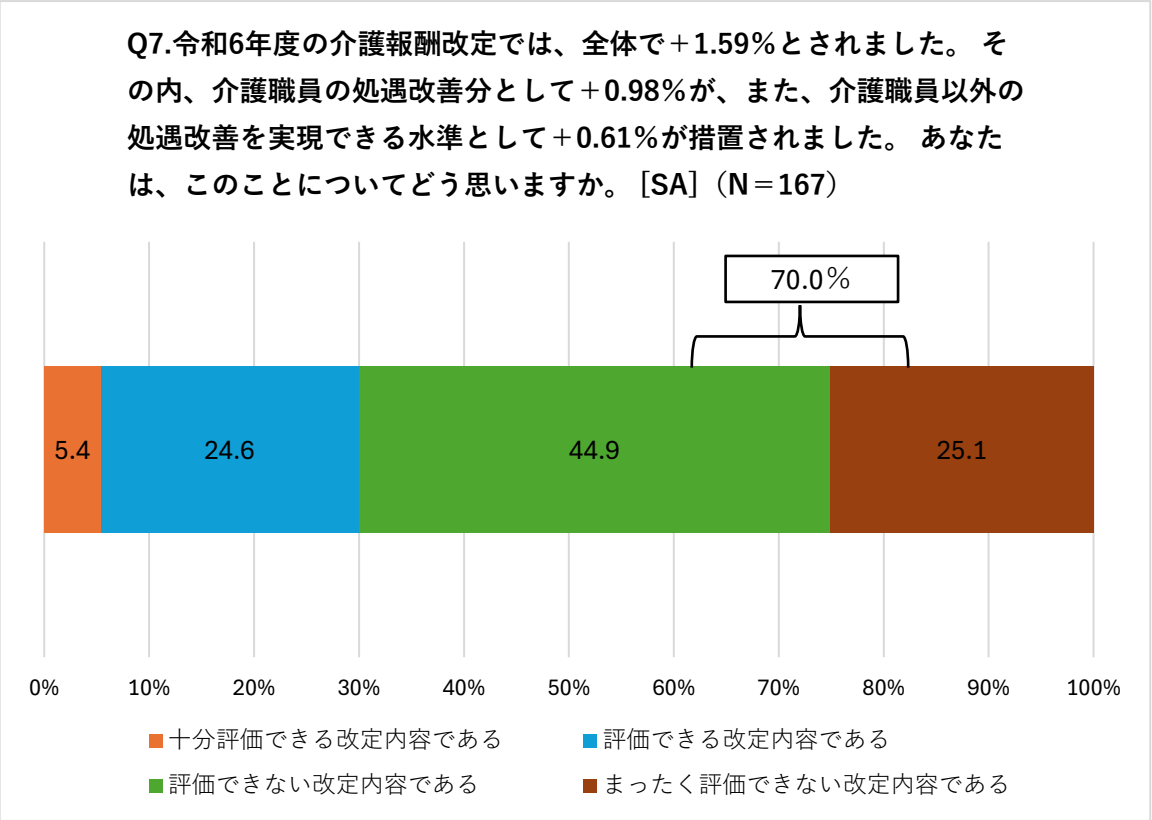

Q8.令和6年度の介護報酬改定では、ⅰ）基本報酬の引き下げ、ⅱ）各種加算の算定要件の見直し、ⅲ）新たな加算（口腔連携強化加算）の創設などが行われましたが、この改定に関して、あなたはどう思いますか。［SA］（N＝167）

ⅰ）基本報酬の引き下げ、ⅱ）各種加算の算定要件の見直し、ⅲ）新たな加算（口腔連携強化加算）の創設に関して、「評価できない・まったく評価できない」の回答が75.4％を占めている。

	N	%
十分評価できる改定内容である	4	2.4
評価できる改定内容である	37	22.2
評価できない改定内容である	77	46.1
まったく評価できない改定内容である	49	29.3
合計	167	100.0

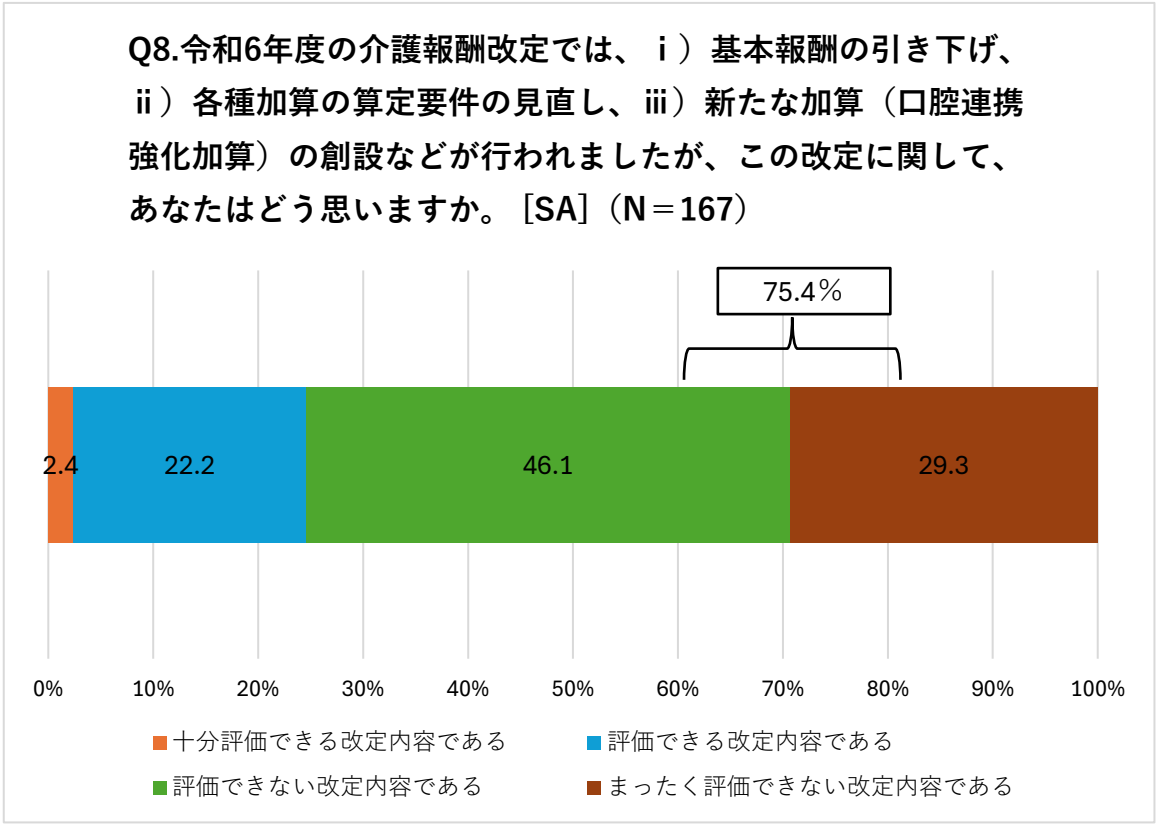

Q9.今回、処遇改善の算定率や算定要件が見直されました。 あなた自身の訪問介護の仕事に対する意欲・モチベーションにどのような影響を与えると思いますか。［SA］（N＝167）

処遇改善の算定率や算定要件の見直しがされたが、「十分な措置ではないため、意欲・モチベーションがやや低下する・著しく低下する」の回答が43.7％を占めている。

	N	%
意欲・モチベーションが大いに向上する	4	2.4
意欲・モチベーションがやや向上する	29	17.4
影響はない・変わらない	61	36.5
十分な措置ではないため、意欲・モチベーションが著しく低下する	45	26.9
十分な措置ではないため、意欲・モチベーションがやや低下する	28	16.8
合計	167	100.0

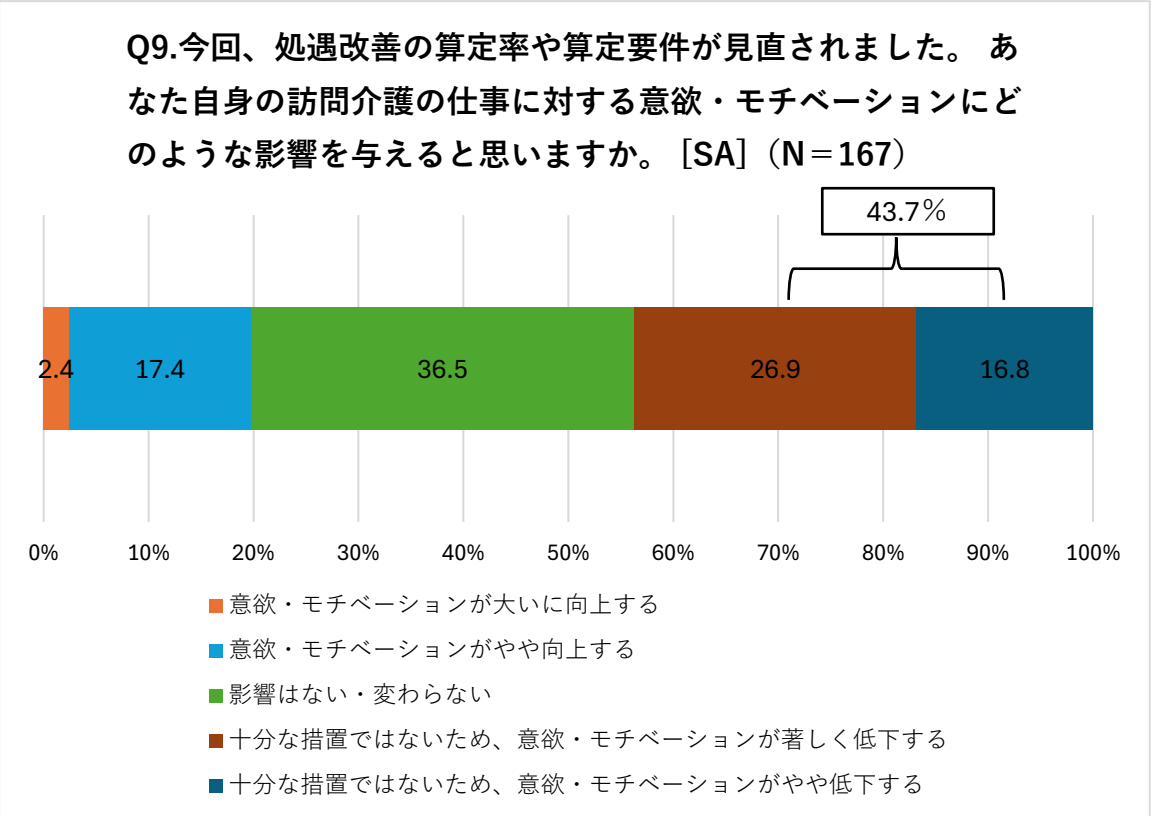

Q10.今回、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。 あなた自身の訪問介護の仕事に対する意欲・モチベーションにどのような影響を与えると思いますか。［SA］（N＝167）

訪問介護の基本報酬が引き下げられたことで、仕事に対する「意欲・モチベーションがなくなった・著しくなくなった」の回答が67.1％を占めている。

	N	%
影響はない・変わらない	55	32.9
意欲・モチベーションがなくなった	73	43.7
意欲・モチベーション著しくなくなった	39	23.4
合計	167	100.0

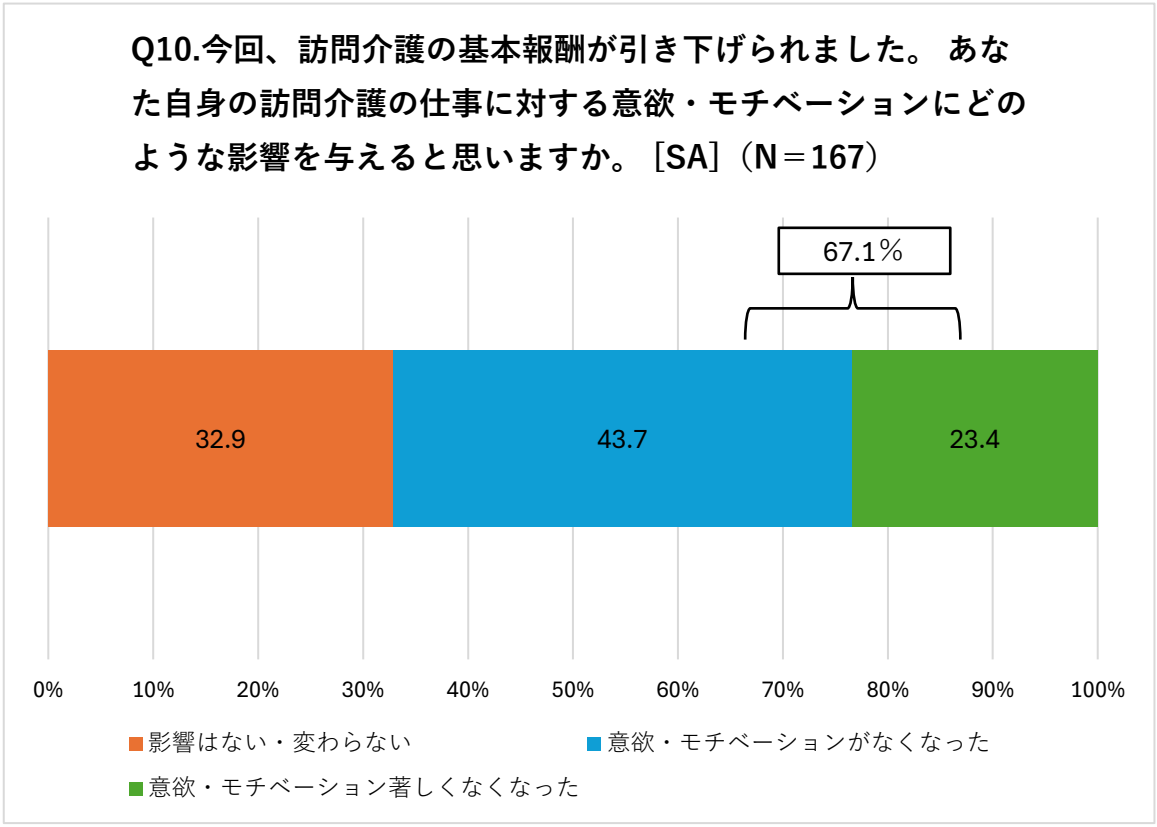

Q11.訪問介護の基本報酬が引き下げられましたが、「処遇改善や新設された加算などを算定すれば実質プラス改定になる」という国の説明について納得できますか。［SA］（N＝167）

処遇改善や新設された加算などを算定すれば実質プラス改定であるという国の説明に対し、「納得できない・まったく納得できない」の回答が81.4％を占めている。

	N	%
十分納得（理解）できる	4	2.4
納得（理解）できる	27	16.2
納得（理解）できない	81	48.5
まったく納得（理解）できない	55	32.9
合計	167	100.0

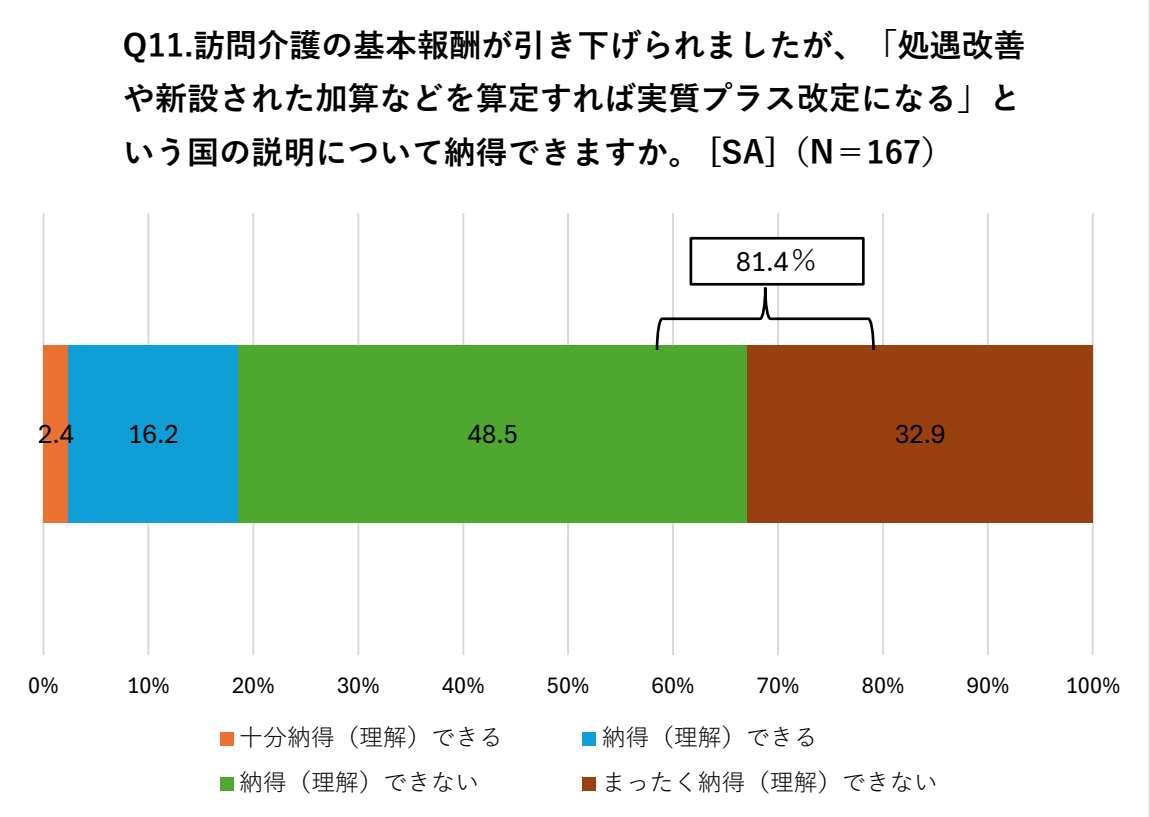

Q12.基本報酬が引き下げられたことにより、貴訪問介護事業所にどのような影響があると考えられますか。該当するものを最大3つ選んでください。［MA］（N＝167）

基本報酬の引き下げによる事業所への影響については、「訪問介護員ひとりあたりの業務量が増える」が多く36.5％を占めている。次いで、「新規職員の確保が難しくなる」（35.3％）、「従来通りのサービスの質の維持が難しくなる」（32.9％）が多かった。

	N	%
利用者のニーズに応じたサービスの提供が難しくなる	51	30.5
利用契約数を増やさなければならない	48	28.7
従来通りのサービスの質の維持が難しくなる	55	32.9
訪問介護員ひとりあたりの業務量が増える	61	36.5
退職を希望する訪問介護員がでてくる	53	31.7
新規職員の確保が難しくなる	59	35.3
事業所の閉鎖を考えなければならない	15	9.0
規模の大きな事業者への集約化が進む（事業所の閉鎖・倒産）	21	12.6
合計	167	100.0

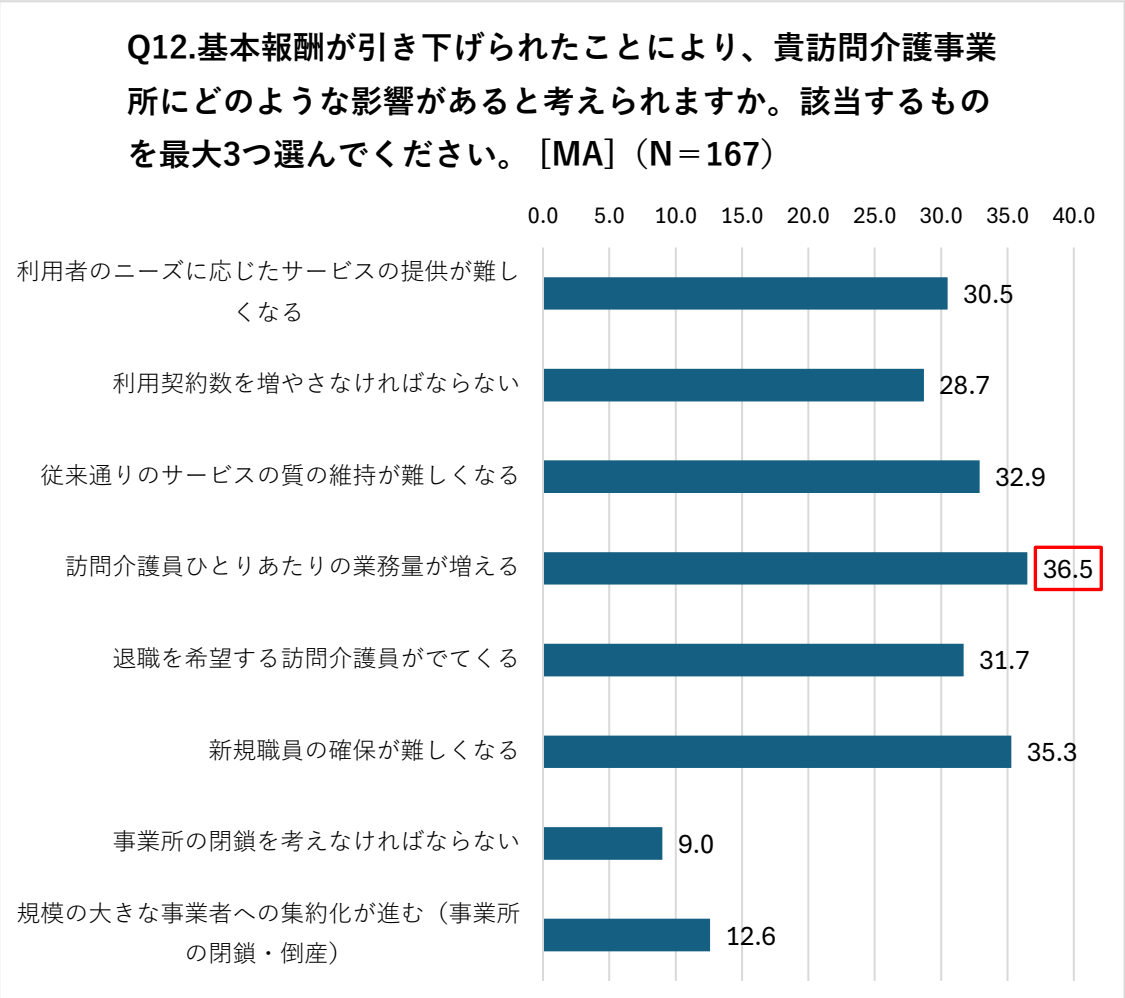

Q13.今回の介護報酬改定を受けて、あなたは、引き続き訪問介護の仕事を継続したいと思いますか。［SA］（N＝167）

今回の介護報酬の改定を受けた上での今後の仕事の継続意向は、「分からない」が約半数を占めている。

なお、「継続したいと思わない」の回答も約1割（14.4%）を占めている。

	N	%
継続したいと思う	51	30.5
分からない	92	55.1
継続したいと思わない	24	14.4
合計	167	100.0

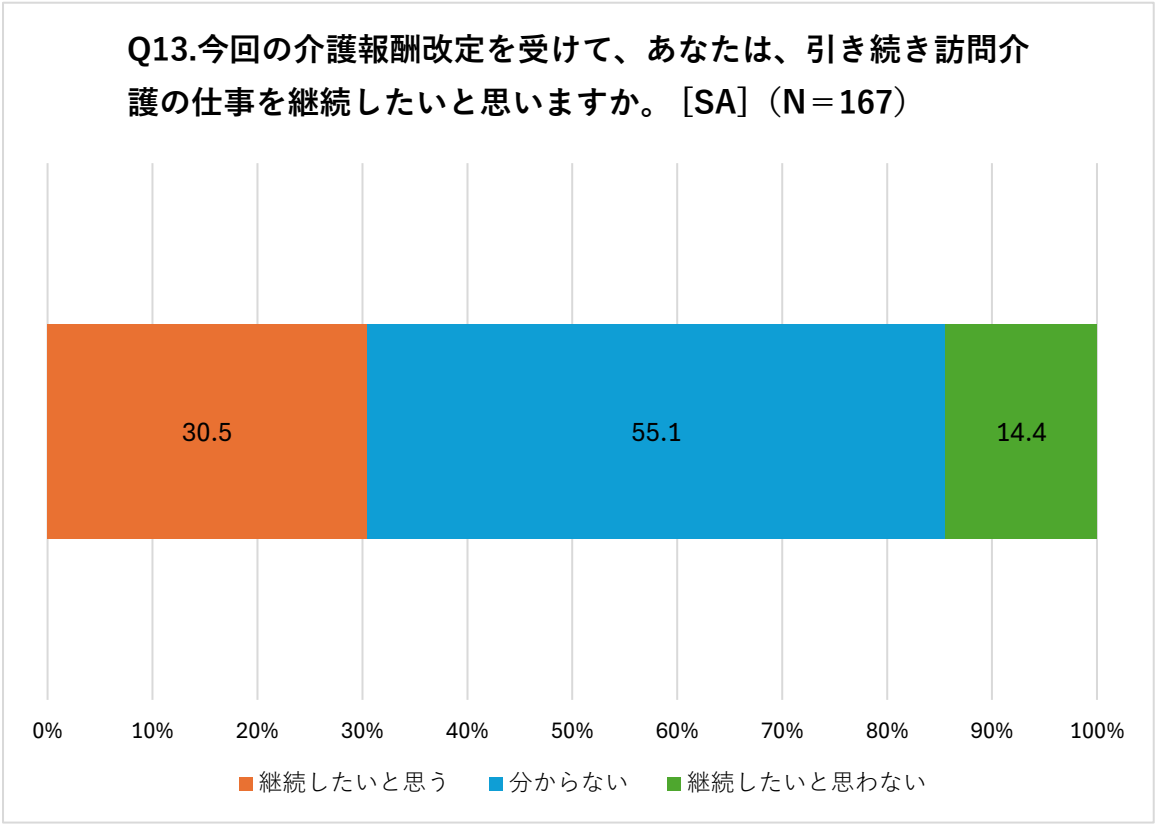

Q14.今回の報酬改定により、訪問介護事業の将来をどのように考えますか。［SA］（N＝167）

今回の介護報酬改定を受け、訪問介護事業の将来を「期待できない・まったく期待できない」の回答が63.5％を占めている。

	N	%
とても期待できる	2	1.2
期待できる	7	4.2
現状と同じ・変わらない	52	31.1
期待できない	70	41.9
まったく期待できない	36	21.6
合計	167	100.0

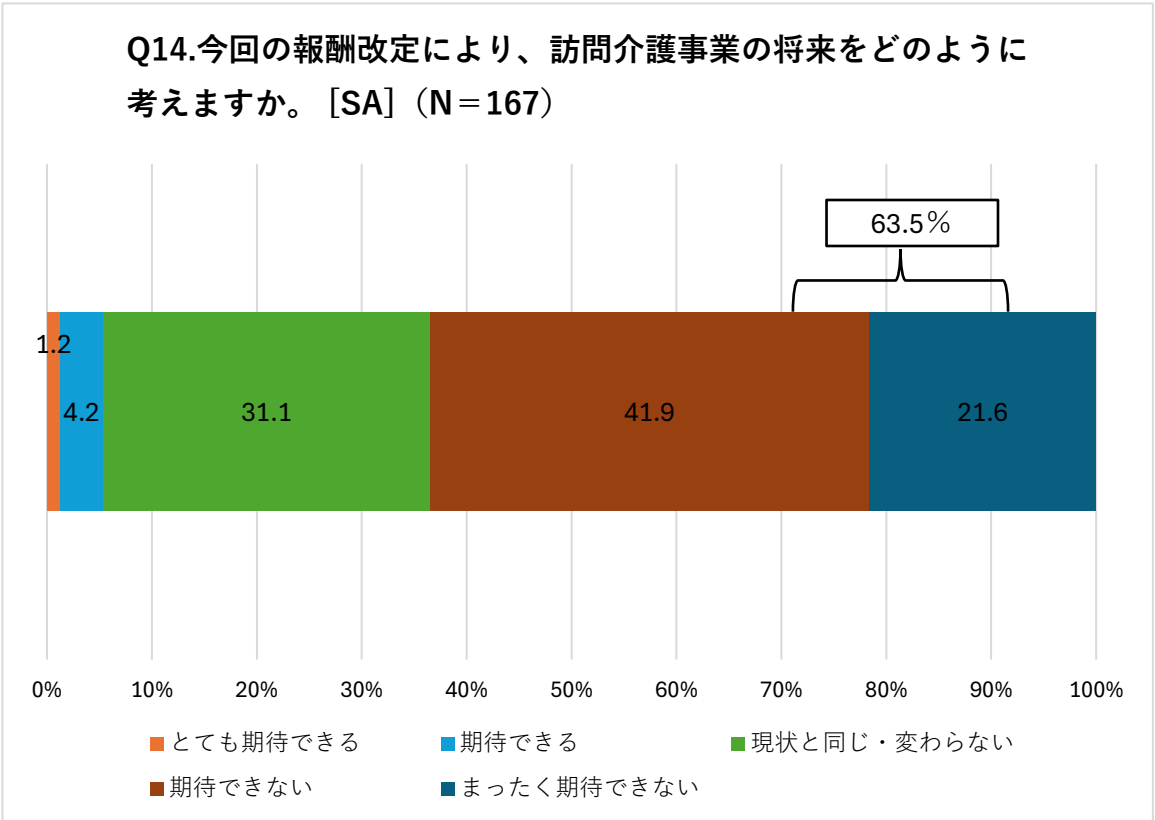

Q15.令和6年度介護報酬改定に対する意見・要望等があればご記入ください。［FA］（N＝91）

今回の介護報酬改定に対する意見・要望等（自由記述）を類型化してみてみると、「特になし」を除いて「基本報酬が上がったことへの意見・弊害」の記述が多くみられた。

基本報酬が下がったことへの意見・弊害	16
国への意見（現場を理解していない）	8
職員の給料、処遇に関する意見	7
今後の介護保険制度存続への危機感	5
退職・離職者が増える	5
国への意見（人材不足の中業務量が増えているという指摘）	4
国への意見（わかりにくい）	2
今回の改正・改定への賛同意見	2
訪問介護の重要性、魅力を発信すべきという意見	2
モチベーションが下がった	2
業務量過多で精神的苦労の訴え	1
国・政治への不信感	1
国に期待することはない、期待できない	1
国への意見（基本報酬引き下げの根拠の収支差率）	1
人員増加を望む意見	1
利用者負担だけでなく、税金で負担すべきという意見	1
その他	4
特になし	27
わからない	1
計	91

４．調査票

基本属性

※１　令和6年5月1日時点のあなた自身並びに勤務している訪問介護事業所に関する情報をご回答ください。

Q	設問内容等	回答形式	選択肢
1	現在勤務している訪問介護事業所でのあなたの職についてお答えください。なお、管理者とサービス提供責任者を兼務している場合は「管理者」を選択してください。 【必須/該当するものをひとつ選択】	SA	
			管理者
			サービス提供責任者
			訪問介護員（ホームヘルパー）
2	あなたが勤務している訪問介護事業所を運営する法人格についてお答えください。 【必須/該当するものをひとつ選択】	SA	
			営利法人（株式会社）
			営利法人（株式会社以外の合名会社、合資会社及び合同会社（会社法改正前の有限会社含む））
			社会福祉法人（社会福祉協議会）
			社会福祉法人（社会福祉協議会以外）
			医療法人
			特定非営利活動法人（NPO）
			一般財団法人・一般社団法人
			公益財団法人・公益社団法人
			その他（　）
3	あなたが勤務している訪問介護事業所で働く職員数について、あなたの数を含めお答えください（管理者、サービス提供責任者、訪問介護員の合算数［常勤専従・常勤勤務・非常勤の別は問わない］）。 【必須/直接入力］	FA	

Q	設問内容等	回答形式	選択肢	
4	あなたが勤務している訪問介護事業所における**令和5年度の「処遇改善加算等」の算定状況について伺います。** 該当するものをひとつお答えください。 【必須/該当するものをひとつ選択】	SA		
		処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算
		Ⅰ	Ⅰ	有
				なし
			Ⅱ	有
				なし
			なし	有
				なし
		Ⅱ	Ⅰ	有
				なし
			Ⅱ	有
				なし
			なし	有
				なし
		Ⅲ	Ⅰ	有
				なし
			Ⅱ	有
				なし
			なし	有
				なし
		算定していない		
		分からない		

介護報酬改定の影響に関する調査項目

※Q５～Q１５は、令和6年度介護報酬改定に関してお答えください。

Q	設問内容等	回答形式	選択肢
5	介護職員の処遇改善の措置が多くの事業所で活用されるよう、各加算・各区分の要件及び加算率が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されますが（令和6年6月施行）、 ①事務手続き（事務処理）の効率化は図れると思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	SA	
			効率化が図れると思う
			変わらない
			より煩雑化すると思う
			その他（　）

6	介護職員の処遇改善の措置が多くの事業所で活用されるよう、各加算・各区分の要件及び加算率が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されますが（令和6年6月施行）、 ②取得しやすくなったと思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	SA	
			取得しやすくなったと思う
			変わらない
			取得しにくくなったと思う
			その他（　）
7	令和6年度の介護報酬改定では、全体で＋1.59%とされました。 その内、介護職員の処遇改善分として＋0.98%が、また、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として＋0.61%が措置されました。 あなたは、このことについてどう思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	SA	
			十分評価できる改定内容である
			評価できる改定内容である
			評価できない改定内容である
			まったく評価できない改定内容である
8	令和6年度の介護報酬改定では、ｉ）基本報酬の引き下げ、ii）各種加算の算定要件の見直し、iii）新たな加算（口腔連携強化加算）の創設などが行われましたが、この改定に関して、あなたはどう思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	SA	
			十分評価できる改定内容である
			評価できる改定内容である
			評価できない改定内容である
			まったく評価できない改定内容である
9	今回、処遇改善の算定率や算定要件が見直されました。 あなた自身の訪問介護の仕事に対する意欲・モチベーションにどのような影響を与えると思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	SA	
			意欲・モチベーションが大いに向上する
			意欲・モチベーションがやや向上する
			影響はない・変わらない
			十分な措置ではないため、意欲・モチベーションが著しく低下する
			十分な措置ではないため、意欲・モチベーションがやや低下する

10	今回、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。 あなた自身の訪問介護の仕事に対する意欲・モチベーションにどのような影響を与えると思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	SA	
			影響はない・変わらない
			意欲・モチベーションがなくなった
			意欲・モチベーション著しくなくなった
11	訪問介護の基本報酬が引き下げられましたが、「処遇改善や新設された加算などを算定すれば実質プラス改定になる」という国の説明について納得できますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	SA	
			十分納得（理解）できる
			納得（理解）できる
			納得（理解）できない
			まったく納得（理解）できない
12	基本報酬が引き下げられたことにより、貴訪問介護事業所にどのような影響があると考えられますか。該当するものを最大３つ選んでください。 【必須/該当するものを最大３つ選択】	LA	
			利用者のニーズに応じたサービスの提供が難しくなる
			利用契約数を増やさなければならない
			従来通りのサービスの質の維持が難しくなる
			訪問介護員ひとりあたりの業務量が増える
			退職を希望する訪問介護員がでてくる
			新規職員の確保が難しくなる
			事業所の閉鎖を考えなければならない
			規模の大きな事業者への集約化が進む（事業所の閉鎖・倒産）
13	今回の介護報酬改定を受けて、あなたは、引き続き訪問介護の仕事を継続したいと思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	SA	
			継続したいと思う
			分からない
			継続したいと思わない

14	今回の報酬改定により、訪問介護事業の将来をどのように考えますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	SA	
			とても期待できる
			期待できる
			現状と同じ・変わらない
			期待できない
			まったく期待できない
15	令和６年度介護報酬改定に対する意見・要望等があればご記入ください。 【任意/直接入力】	FA	

「訪問介護における令和６年度介護報酬改定に関する意識調査」結果

令和6（2024）年6月発行
発行　　一般財団法人　長寿社会開発センター
〒105-8446　　東京都港区西新橋3－3－1　　KDX西新橋ビル6階
TEL：03-5470-6751　　FAX：03-5470-6762

不許複製